

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十六条の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(利用者保護に関する報告)

第四条の六 [略]

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務(別表種類ごとに毎四半期末における契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信役務に限る。)を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除(電気通信事業法施行規則第二十二条の二の三第一項第九号に規定する書面解除をいう。)に関する契約状況等及び確認措置契約(同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。)に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者(別表種類ごとに毎報告年度末における契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該報告年度末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。)は、様式第二十三の十一により、毎報告年度経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎報告年度末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

【新設】
 第四条の七 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の十二により、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における営業所その他の事業所(利用者に対して対面により当該媒介等を行うものに限る。)の所在地等及び再委託先の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(集計結果の公表)
 第十一条 総務大臣は、第二条、第四条の六第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

附則

【1 略】

2 当分の間、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

- 一 仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務(その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。)
- 二 仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務
- 三 仮想移動電気通信サービスの携帯電話端末サービスの役務
- 四 〓六 [略]

(利用者保護に関する報告)

第四条の六 [同上]

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務(別表種類ごとに毎四半期末における契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信役務に限る。)を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除(電気通信事業法施行規則第二十二条の二の三第一項第十一号に規定する書面解除をいう。)に関する契約状況等及び確認措置契約(同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。)に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者(別表種類ごとに半期(四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。)末ごとにおける契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該半期末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。)は、様式第二十三の十一により、毎半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎半期末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(集計結果の公表)
 第十一条 総務大臣は、第二条、第四条の六第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項並びに第四条の六第三項の規定により提出された書面等に記載又は記録された整理番号の数の総数を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

附則

【1 同上】

2 当分の間、電気通信事業者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

- 一 仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務(その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号及び第三号において同じ。)
- 二 仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務
- 【新設】
- 三 〓五 [同上]

<p>七 第五号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる備考第七号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービス</p> <p>八 第十号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、その利用者がその契約を解除する場合において当該電気通信役務の提供に関する契約を解除しないことができるもの</p> <p>九 第十四 〔略〕</p> <p>十五 第一号から第四号までに掲げる役務であつて、その提供に先立つて対価の全部を受領するもの</p> <p>十六 前号に掲げるもののほか、第三号及び第四号に掲げる役務以外の仮想移動電気通信サービスの役務</p> <p>十七 第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに第十一号、第十五号及び前号に掲げる役務以外のインターネット接続サービスの役務</p> <p>備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>〔三十一 略〕</p> <p>様式第23の9（第4条の6第1項関係）</p> <p>提供する電気通信役務の名称等に関する報告</p> <p>年月 日現在</p> <p>〔略〕</p> <p>〔注1～3 略〕</p> <p>4 記載するサービスの名称の数に及び、適宜項を追加すること。</p> <p>〔5・6 略〕</p>	
--	--

<p>六 第四号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる備考第七号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービス</p> <p>七 第九号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、その利用者がその契約を解除する場合において当該電気通信役務の提供に関する契約を解除しないことができるもの</p> <p>八 十三 〔同上〕</p> <p>十四 第一号から第三号までに掲げる役務であつて、その提供に先立つて対価の全部を受領するもの</p> <p>十五 前号に掲げるもののほか、第三号に掲げる役務以外の仮想移動電気通信サービスの役務</p> <p>十六 第一号から第三号まで、第六号及び第七号並びに第十号、第十四号及び前号に掲げる役務以外のインターネット接続サービスの役務</p> <p>備考 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>〔三十一 同上〕</p> <p>様式第23の9（第4条の6第1項関係）</p> <p>提供する電気通信役務の名称等に関する報告</p> <p>年月 日現在</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔注1～3 同左〕</p> <p>4 記載するサービスの名称の数に及び、項を適宜増減すること。</p> <p>〔5・6 同左〕</p>	
--	--

様式第23の11（第4条の6第3項関係）

媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年 月 日現在

【略】						
整理番号	媒介等業務受託者の名称	届出媒介等業務受託者の届出番号	媒介等業務受託者の法人番号	媒介等業務受託者の連絡先	媒介等業務受託者の階層	利用者と接する業務の有無
参考事項						

【注1 略】

2 「媒介等業務受託者の名称」の欄は、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。媒介等業務受託者が個人である場合にあつては、当該個人の氏名を記載すること。

3 「届出媒介等業務受託者の届出番号」の欄には、媒介等業務受託者が法第73条の2第1項の届出を要するものである場合にあつては、当該媒介等業務受託者の届出番号（電気通信事業法施行規則第39条第2項に規定する届出番号をいう。）を記載すること。

4～11 【略】

様式第23の12（第4条の7関係）

第1表

営業所その他の事業所の所在地等に関する報告

年 月 日現在

事業者名
法人番号
届出番号（電気通信事業法施行規則第39条第2項に規定する届出番号をいう。以下同じ。）
電話番号
電子メールアドレス

整理番号	営業所その他の事業所の所在地	営業所その他の事業所の名称
------	----------------	---------------

様式第23の11（第4条の6第3項関係）

媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年 月 日現在

【略】					
整理番号	媒介等業務受託者の名称	媒介等業務受託者の法人番号	媒介等業務受託者の連絡先	媒介等業務受託者の階層	利用者と接する業務の有無
参考事項					

【注1 同左】

2 「媒介等業務受託者の名称」の欄は、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。

【新設】

3～10 【同左】

【新設】

参考事項	
------	--

- 注1 営業所その他の事務所のうち、利用者に対して対面により電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等を行うものを記載すること。
- 2 「営業所その他の事業所の所在地」の欄には、営業所その他の事務所の所在する都道府県名、市町村（特別区を含む。）名、地番、建物名等について記載すること。
- 3 記載する営業所その他の事業所の名称に応じ、適宜項を追加すること。
- 4 利用者利益の保護のために取り組んでいる事項がある場合には、「参考事項」の項にその旨を記載すること。なお、当該取組について、営業所その他の事業所ごとに区分して記載すること等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。
- 5 その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

再委託先の媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年 3月31日現在

サービスの別表種類

事業者名
法人番号
届出番号
電話番号
電子メールアドレス

再委託に係る電気通信役務	再委託先の媒介等業務受託者の名称	再委託に係る電気通信事業者の名称	再委託先の媒介等業務受託者の法人番号	再委託先の媒介等業務受託者の連絡先	再委託先の媒介等業務受託者の届出番号
参考事項					

注1 再委託を行っていない場合には、「再委託に係る電気通信役務」の欄に「×」を記入すること。

2 「再委託に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定により告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従い記載すること。二以上の再委託に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の再委託先の媒介等業務受託者又は再委託に係る電気通信事業者が異なる場合は、項を分けて記載すること。

3 再委託先の媒介等業務受託者は、この報告を提出する届出媒介等業務受託者と直接の

<p>委託契約を締結する媒介等業務受託者を記載することとし、再委託先の媒介等業務受託者が更に委託した場合の当該委託先である媒介等業務受託者については記載しないこと。</p> <p>4 「再委託先の媒介等業務受託者の名称」の欄には、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。</p> <p>5 「再委託に係る電気通信事業者の名称」の欄には、再委託先の媒介等業務受託者に対する委託契約の対象となる電気通信役務を提供する電気通信事業者の名称を記載すること。</p> <p>6 「再委託先の媒介等業務受託者の法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。</p> <p>7 「再委託先の媒介等業務受託者の連絡先」の欄には、電話番号（公的機関からの連絡を受けることに支障を生じないとこの報告を提出する届出媒介等業務受託者が認める場合には、電子メールアドレスその他の連絡先）を記載すること。。</p> <p>8 「再委託先の媒介等業務受託者の届出番号」の欄には、電気通信事業法施行規則第39条第2項に規定する届出番号を記載すること。</p> <p>9 記載する再委託に係る電気通信役務及び媒介等業務受託者の名称の弊に及び、適宜項を追加すること。</p> <p>10 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。</p> <p>11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日から施行し、報告期限が令和二年六月一日以降である報告から適用する。